

## しがの農業・水産業新戦略プランの策定につき議決を求めることについて

県では、農業・水産業部門の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成17年度に策定し、目標達成に向けて着実な推進に取り組んできました。

このプランは、平成22年度末で計画期限を迎えることから、社会・経済をめぐる情勢の変化、国の新しい「食料・農業・農村基本計画」に基づく政策転換など、本県の農業・水産業を取り巻く環境の変化を踏まえて、平成23年度からの5年間の中期的な施策の展開方向を示す計画として、新たに「しがの農業・水産業新戦略プラン(以下「プラン」という。)」を策定します。

プラン策定にあたって、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例(平成17年滋賀県条例37号)第3条の規定に基づき、議決を得るため議案を提出します。

### 1 プランの性格、計画期間

- (1) 滋賀県基本構想を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画
- (2) 計画期間 平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間

### 2 プランの内容

資料1のとおり 概要は資料2

### 3 策定の経過

- (1) 湖国農政懇話会  
学識経験者、生産者、消費者等で構成される懇話会を開催し意見を聴取  
第1回 平成21年11月27日 第2回 平成22年7月21日 第3回 9月10日 第4回 11月15日
- (2) 県民政策コメント制度に基づく意見・情報の募集  
平成22年10月7日から11月7日まで
- (3) 県議会  
平成22年11月定例会で、滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例第4条の規定に基づき、策定状況について報告

# しがの農業・水産業新戦略プラン (案)

平成23年(2011年)1月

滋 賀 県

## 目 次

はじめに	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの性格・役割	1
3 計画期間	1
4 進行管理・評価	1
<b>第1章 滋賀の農業・水産業を取り巻く状況と課題</b>	<b>2</b>
1 農業・水産業を取り巻く状況	2
2 農業・水産業の現状と課題	2
<b>第2章 滋賀の農業・水産業の基本方向</b>	<b>5</b>
1 基本理念	5
2 将来の姿	6
視点1 農業の安定経営と農村の活性化	6
視点2 消費者に支持される農業・水産業の振興	6
視点3 琵琶湖をはじめとした自然環境の保全	6
3 基本指標	7
4 プランの実現のための協働と連携	7
<b>第3章 重点戦略</b>	<b>8</b>
<b>戦略1 農業の安定経営</b>	<b>8</b>
1 担い手の確保・育成	8
2 新規就農者の確保	8
3 農地の利用集積	9
4 担い手の経営体質強化	9
<b>戦略2 農業水利資産の保全と農村振興</b>	<b>10</b>
1 農業水利資産のアセットマネジメントの推進	10
2 滋賀らしい農村地域力の向上	11
<b>戦略3 消費者と生産者をつなぐ</b>	<b>13</b>
1 地産地消など消費を拡大する取組の促進	13
2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上	14
3 食の安全と消費者の信頼確保	15
<b>戦略4 需要に応える農畜産物づくり</b>	<b>16</b>
1 水田の有効活用	16
2 近江米等の生産振興	17
3 園芸作物等の生産振興	17
4 近江牛等の生産振興	18
<b>戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策</b>	<b>19</b>
1 環境こだわり農業のさらなる展開	19
2 農業・水産業からの温暖化対策	20
<b>戦略6 水産業の再生</b>	<b>22</b>
1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上	22
2 水産資源の増産	23
3 水産有害生物駆除による漁場の保全	23
4 水産業の持続的発展	24
<b>第4章 各戦略に横断的に関係する施策</b>	<b>25</b>
1 6次産業化の推進	25
2 研究開発と普及指導の推進	25
3 関係機関・団体との協働	26
<b>資料編</b>	<b>27</b>
1 用語解説	27
2 基本指標、成果指標の説明	32

(注) 文中の を付した用語に用語解説を行っている。

# はじめに

## 1 プラン策定の趣旨

県では、平成22年度(2010年度)を目標年次とする「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成18年(2006年)3月に策定し、目標達成に向けて着実な推進に取り組んできました。

琵琶湖と共存する環境こだわり農業は着実に増加し、経営感覚に優れた担い手は一定確保され、農村における人と人との絆の向上も図られてきたところです。

一方、この間、長引く景気の低迷など本県の社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、食の安全・安心が強く求められつつも、低価格志向が強まるなど、農業・水産業をめぐる県内外の情勢も激しく変化してきています。特に、国において平成22年(2010年)3月に策定された新たな「食料・農業・農村基本計画」では、これまでの政策が大きく転換され、食料自給率50%の達成を目指し、「戸別所得補償制度」や「農業・農村の6次産業化」が政策の柱に据えられたところです。

このような本県の農業・水産業を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後5年間の中期的な施策の展開方向を示す計画として、「しがの農業・水産業新戦略プラン」(以下「プラン」という。)を策定することとしたものです。

## 2 プランの性格・役割

プランは、「滋賀県基本構想」を上位計画とし、農業・水産業部門の基本計画として位置づけられています。

また、このプランは、県の農政の総合的な推進のための指針となるだけでなく、市町、関係団体、生産者、消費者等の各主体が情報を共有し、それぞれの役割に応じて主体的に取り組を進めるうえでの共通の指針となるものと考えています。

## 3 計画期間

計画期間は、社会経済情勢の変化のスピードと政策環境の不確実性を考慮して、平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間としています。

## 4 進行管理・評価

プランでは、具体的な数値目標を掲げ、その達成状況の把握や施策評価等を通じて、進行状況の的確な管理を行います。

また、社会経済情勢の変化や施策に関する評価を踏まえて、必要な場合はプランの見直しを含めた柔軟な対応を図ることとします。

# 第 1 章 滋賀の農業・水産業を取り巻く状況と課題

## 1 農業・水産業を取り巻く状況

### (1) 社会・経済をめぐる情勢

- ・ 世界の食料事情をみると、需要面と供給面で様々な不安要因があります。
- ・ 我が国は世界一の農産物純輸入国 で、食料自給率は長期的には大きく低下し、近年は40%前後で推移しており、先進国の中で最低水準にあります。
- ・ 食料消費については、少子・高齢化に加え、価格低下により国民の食料消費支出全体が縮小傾向にあります。また、食の外部化や簡便化 が進展し、さらに、健康志向が続く一方で低価格志向が高まっています。

### (2) 自然環境の変化

- ・ 県内（彦根市）の気温の経年変化をみると、1894年から2009年の間に、年平均気温は100年あたり1.2度上昇しています。気温の上昇に伴って熱帯夜や猛暑日の日数は増え、冬日の日数は減っており、琵琶湖表層の水温も上昇傾向にあります。
- ・ 中山間地域 を中心にサル、イノシシ、シカ等の野生獣の個体数が増加し、生息域が拡大しています。
- ・ 外来魚 やカワウといった水産有害生物 の異常繁殖や水草の異常繁茂等、漁場環境が悪化しています。

### (3) 国の政策の転換

- ・ 平成22年(2010年)3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指し、平成32年度(2020年度)までに食料自給率をカロリーベースで41%から50%に引き上げる目標が設定され、「戸別所得補償制度」の導入や「農業・農村の6次産業化」を柱に、これまでの政策を大転換することとされました。

## 2 農業・水産業の現状と課題

### (1) 農業の担い手

- ・ 兼業農家が大半を占める本県では、平成元年(1989年)より全国に先がけて集落営農の育成を進め、集落営農数は798集落(平成22年)で全国1位となっています。また、認定農業者数は1,718経営体(平成21年)と、この5年間で1.4倍に増加し、本県農業の担い手の数は一定確保されてきました。
- ・ 認定農業者、集落営農組織の構成員、小規模農家等の農業従事者の高齢化が進んでいます。
- ・ 担い手に対する農地の利用集積は十分には進んでいません。
- ・ 耕作放棄率は全国で2番目に少ないものの、耕作放棄地や不作付地は年々増加しています。
- ・ 本県の主要な作物である米は、需要が減少していく中で生産が需要を上回り、価格の長期下落傾向が続いており、担い手の経営に大きな影響を及ぼしています。
- ・ こうしたことから、担い手の確保育成、新規就農者の確保、担い手への農地集

積、経営の安定化・効率化が必要です。

## (2) 農村の資源

- ・ 本県の農村地域には総延長約13,000kmにもおよぶ農業用の用排水路等の水利施設が張りめぐらされていますが、施設の多くは整備後30年以上が経過するなど、年々老朽化が進行しています。
- ・ 農業者の減少・高齢化、農村の混住化 が進行し、土地改良区 や、農業者の共同作業が支えてきた水利施設等の維持管理体制が脆弱化しています。
- ・ 中山間地域では、厳しい生産条件に加え、野生獣による被害も多く、集落機能の低下が見られる地域も増加しています。そのため、農地や施設、豊かな生態系や景観、食や生活の文化といった農村の資源の維持保全はますます困難になっています。
- ・ 一方、消費者や都市住民には、農村の良さが見直され、農業体験や交流等への関心が高まっています。
- ・ こうしたことから、農業水利施設の適切な保全と計画的な更新を行い、併せて地域ぐるみの共同活動の推進、都市と農村との交流の促進等、滋賀らしい農村地域力の向上により農村の資源を保全する対策が必要です。

## (3) 食料の供給・消費

- ・ 食品の安全性が脅かされるような事件や事故の発生等により、食品の安全性への信頼が得られにくい状況になっていることを踏まえ、食の安全性を確保する取組や食への安心感を高める取組を進めるため、平成21年(2009年)に滋賀県食の安全・安心推進条例 が制定されました。
- ・ 平成21年度(2009年度)県政世論調査では、これからの滋賀県の農業・農村へ期待することとして、「安全で安心な食料の供給」が72%と最も高くなっており、食料自給率向上に向けて必要なこととしては、「地産地消 」が47%と最も高くなっています。
- ・ 県内卸売市場における県産野菜の入荷率は25%(平成21年)にとどまっています。
- ・ 消費者の低価格志向が強まる一方で、全国の各産地でブランド化の取組が進み、産地間競争が激化しています。
- ・ こうしたことから、食の安全と消費者の信頼確保、地産地消の促進、滋賀の地域ブランド 力の向上が必要です。

## (4) 農業生産

- ・ 本県の農業産出額は年々減少傾向にあり、平成20年(2008年)では616億円と、この5年間で約1割減少しました。特に主要な作物である米の産出額が低下しています。
- ・ 少子・高齢化と人口減少等から米の消費が減少し、生産調整 は増加の見込みです。
- ・ 麦・大豆が生産調整の主作物として作付けされていますが、不作付地や麦を収穫した後に作付けされていない農地も多くあります。
- ・ 県民ニーズの高い野菜、果樹、花きの生産は、全国で下位に位置しています。
- ・ 家畜の飼養頭数は、肉用牛の黒毛和種 は増加傾向にあります。乳用牛や豚・鶏は減少傾向にあります。さらに、輸入飼料価格が不安定な中で、県内飼料自給率

は10%にとどまっています。

- ・ こうしたことから、野菜、飼料用作物等の作付拡大、近江米のブランド力の向上、近江牛等の生産振興が必要です。

#### (5) 環境

- ・ 平成15年(2003年)に環境こだわり農業推進条例を制定し、環境こだわり農業を重点的に推進してきました。環境こだわり農産物の栽培面積は、水稻栽培面積の3分の1に達するなど着実に増加し、化学合成農薬の使用量は平成12年度(2000年度)と比べて3割以上減少しました。
- ・ 琵琶湖をはじめとした環境保全と、より安全で安心な農産物の供給をさらに進めるため、環境こだわり農業の一層の拡大が必要です。
- ・ 農業排水が流れ込む主要河川の、代かきから田植え時期の透視度は向上してきていますが、さらに改善する必要があります。
- ・ 琵琶湖と田んぼの間を魚が行き来する「魚のゆりかご水田」の取組面積は100haを超えました。生物多様性を維持・増進するため、このような取組をさらに拡大する必要があります。
- ・ 平成21年(2009年)に策定された「滋賀県環境総合計画」で、低炭素社会の実現に向けた長期的な目標として2030年(平成42年)における温室効果ガス排出量を1990年(平成2年)比で50%削減することが設定され、農業・水産分野においても取組が求められています。
- ・ 本県農業の現場において、水稻の高温障害をはじめ、病虫害の多発、生育時期のずれ等、地球温暖化(以下「温暖化」という。)の影響と考えられる現象が発生しています。
- ・ そのため、平成20年度(2008年度)から検討を進めてきた「農業・水産温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化に適応できる生産技術や品種の開発・普及および農業・水産分野からの低炭素社会実現への貢献が必要です。

#### (6) 水産業

- ・ 水産資源の減少、漁場環境の悪化、漁獲不振、価格の低迷、湖魚の需要減少等により漁業生産額は年々減少傾向にあり、平成20年(2008年)では11億円と、この5年間で約2割減少しています。
- ・ 外来魚の生息量は平成20年度(2008年度)末に1,400トン、カワウは平成21年(2009年)秋期に3万羽まで減少しましたが、依然として漁獲量減少の大きな要因となっています。
- ・ 漁業経営は厳しい状況にあり、漁業者の減少と高齢化が進行しています。
- ・ ホンモロコ、ニゴロブナ、セタシジミなど在来魚介類の漁獲量の増大は緊急の課題となっています。
- ・ こうしたことから、漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上、水産資源の増産、水産有害生物の駆除、漁業就業者の確保等により水産業の持続的発展が必要です。

## 第2章 滋賀の農業・水産業の基本方向

### 1 基本理念

滋賀のおいしい 三方よし ~<sup>むら</sup>農村よし 人よし 琵琶湖よし~

滋賀の農業は、都市近郊という社会的条件のもとで、集落営農をはじめとする特色ある担い手が、優良な農業基盤に支えられ琵琶湖の恵みを活用しながら、近江米や近江茶をはじめとする農産物を供給してきました。さらに、人と人との絆に支えられた豊かな農村社会と文化を築き、美しい田園景観を形成し、環境こだわり農業により琵琶湖等の環境を保全することで、県民生活の安定や地域の発展に多面的な役割を果たしてきました。

本県には歴史に育まれた食材も多く、特に近江牛の歴史は江戸時代までさかのぼり、日本三大和牛の中でも最古のブランド牛として、その名が全国に知られています。

世界屈指の古い湖である琵琶湖には、数多くの固有種が生息しており、「えり」や「沖すくい網」など独特の漁業が発展し、「ふなずし」をはじめとする固有の食文化が築かれてきました。

このような滋賀の農業・水産業が持っている強みや潜在的な力を最大限に活かし、「農業の安定経営と農村の活性化」、「消費者に支持される農業・水産業の振興」、「琵琶湖をはじめとした自然環境の保全」の3つの視点に立って、農業・水産業の持続的な発展を目指します。



## 2 将来の姿

基本理念のもとに、長期的な視点から、概ね10年後、平成32年(2020年)頃の望ましい姿を将来の姿とします。

将来の姿は、以下の3つの視点から描きました。

### 視点1 農業の安定経営と農村の活性化

#### (農業の安定経営)

認定農業者や集落営農組織等の効率的で安定的な農業経営体が、本県農業の大部分を担い、持続的な農業生産を行っています。

#### (農業水利資産の保全と農村振興)

本県水田農業と農村を支える農業水利施設が、琵琶湖等の環境と調和しながら、多様な主体の協働と連携により引き継がれています。そして、その恩恵を受けて、本県の農地が健全に守られています。

多くの農業者の共同活動を通して守られてきたこうした資産と農業・農村の多面的機能を支える農村コミュニティが、地域住民や都市住民の理解と参加によって形成され、農村に活力がみなぎっています。

### 視点2 消費者に支持される農業・水産業の振興

#### (消費者と生産者をつなぐ)

県民が県産農畜水産物を進んで消費し、本県の地域資源や食文化の豊かさに喜びを感じています。

安全・安心で高品質な近江米、近江牛、近江茶、湖魚などが地域ブランドとして根付いています。

#### (需要に応える農畜産物づくり)

本県の水田、農地を十分に活用して、需要者等との結びつきにより、野菜、果樹、花き、新規需要米、麦・大豆など、多彩な農産物の生産が拡大しています。

飼料用稲 など県内産飼料により高品質な近江牛など畜産物が生産されています。

### 視点3 琵琶湖をはじめとした自然環境の保全

#### (環境こだわり農業と温暖化対策)

環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着しています。

進行する温暖化に適応できる生産技術や品種が開発され普及するとともに、低炭素社会の実現に貢献する農業・水産業が営まれています。

#### (水産業の再生)

適正な資源管理と種苗放流 および砂地やヨシ帯等の魚介類の産卵繁殖場の整備が進み、セタシジミやニゴロブナなど、多様な在来魚介類のにぎわいが戻り始めています。

外来魚やカワウの被害が減少し、在来魚介類の漁獲と消費が増加することで、安定した漁業経営がなされています。

### 3 基本指標

将来の姿を目指し、第3章に掲げる6つの重点戦略の取組によって達成すべき基本的な指標を以下のとおり定めます。

項 目	現状(H21)	目標(H27)
担い手への農地集積率	54%	70%
農用地区域内の農地面積	50,790ha	50,950ha(H32)
農作物作付延べ面積	52,500ha(H20)	55,000ha
琵琶湖漁業の漁獲量 (外来魚を除く)	1,368 t(H20)	2,200 t
化学合成農薬の使用量(H12比)	33%削減	40%削減
農業・水産業分野における 温室効果ガス排出削減量	-	19,000tCO <sub>2</sub> 相当 (2007年農業・水産業の排出量の約7%)

### 4 プランの実現のための協働と連携

プランの実現のためには、生産者の主体的な取組をもとに、県、市町、関係団体、さらには消費者も含めたすべての関係者や機関の協働と連携が必要です。

中でも、県が主体的に取り組むことを、次章の6つの重点戦略に掲げます。

## 第3章 重点戦略

### 戦略1 農業の安定経営

#### 【戦略の目指すもの】

##### (1 担い手の確保・育成)

- ・ 認定農業者および集落営農組織を確保し、その安定経営を目指します。
- ・ 世代交代に伴う認定農業者の減少等に対応できる担い手組織の育成を図ります。
- ・ 農地の受け手としての集落営農組織の機能強化を図ります。

##### (2 新規就農者の確保)

- ・ 増加傾向にある就農希望者の相談に応えます。
- ・ 就農希望者の農業技術や経営能力の習得を支援します。
- ・ 新規就農者の円滑な経営開始をサポートし、早期の経営安定を支援します。

##### (3 農地の利用集積)

- ・ 土地利用型経営の効率的な規模拡大を進めるため、担い手への農地の面的集積を図ります。
- ・ 耕作放棄地の解消等により、優良農地の面積確保を進めます。

##### (4 担い手の経営体質強化)

- ・ 経営資源の有効利用、収益力や競争力の向上を促進することで、厳しい経営環境に対応できる担い手の経営体質の強化を目指します。
- ・ 特に集落営農組織については、継続的・安定的な経営へと育成します。

#### 1 担い手の確保・育成

- ・ 関係機関・団体で構成する協議会等の推進活動や普及事業による経営・技術指導の継続実施
- ・ 担い手のネットワーク組織による補完・協働の仕組みづくり
- ・ 集落営農組織の法人化による経営管理や組織運営の改善支援、利用権設定の促進
- ・ 麦・大豆を中心に栽培する集落営農組織における水田作全体の協業化の推進
- ・ 中山間地域等における新規需要米等の取組を通じた集落営農の組織化支援
- ・ 担い手の経営管理能力等を次代に継承するための研究開発の推進

#### 2 新規就農者の確保

- ・ 就農希望者に対する継続的な就農相談活動の実施
- ・ 農業生産法人等への就職就農のためのマッチング機会の提供
- ・ 県立農業大学校における専門技術や経営能力を養成する教育、指導農業士等と連携した実地研修の実施
- ・ 新規就農者に対する支援制度活用の助言や普及事業による経営・技術指導

### 3 農地の利用集積

- ・ 農業協同組合等で組織される農地利用集積円滑化団体の利用調整活動による担い手への面的な農地集積の推進の支援
- ・ 認定農業者など担い手が参画し、借地を相互調整する場づくりの支援
- ・ 農業生産基盤の保全整備と併せた利用集積の推進
- ・ 白地農地の農用地区域への編入促進や耕作放棄地の解消対策等の推進

### 4 担い手の経営体質強化

- ・ 土地利用型経営に新たに野菜など園芸部門の導入を行う複合化の推進
- ・ 新たに加工部門や販売部門等を設ける経営の多角化（6次産業化）の推進
- ・ 集落営農組織の法人化の推進
- ・ 先進的な集落営農型農業法人による集落外への広域展開の支援

#### 成果目標

成果指標	現状(H21)	目標(H27)
集落営農型農業法人数	76法人	150法人
新規就農者数(計画期間累計)	-	200人

## 戦略2 農業水利資産の保全と農村振興

### 【戦略の目指すもの】

#### (1 農業水利資産のアセットマネジメントの推進)

- ・ 総延長約13,000kmにもおよぶ農業水利施設の老朽化が進行しています。この施設全体をひとつの資産として捉え、すべての関係者が目的や情報を共有し、適切な保全管理により、長持ちさせながら、効率的・効果的な対策を行う「滋賀県型アセットマネジメント」を推進し、農業水利資産を次世代に引き継ぎます。
- ・ 「みずすまし構想」に基づき、節水型や循環型の施設への保全更新を行うなど、琵琶湖等の環境に配慮した取組を進めます。

#### (2 滋賀らしい農村地域力の向上)

- ・ 世代を超えた人と人との絆による地域ぐるみの共同活動を通じて、農村の保全を図る質の高い取組や多様な主体との連携を一層促進して農村の地域力を高めます。
- ・ 農村に暮らす人々の活動によって、農村の自然や景観、生きものや文化・伝統等の維持保全を図り、中山間地域の活性化を目指します。
- ・ 農村地域が有する「学び」や「いやし」の教育機能や保健休養機能を活用した都市農村交流活動を推進し、所得機会の増大や定住への発展を目指します。
- ・ 野生獣の生態や被害防除、捕獲等に関する正しい知識と技術をもとに地域の被害防止活動をリードする人材の育成を目指します。さらに、集落ぐるみによる被害対策を進め、被害面積の大幅な減少を目指します。

### 1 農業水利資産のアセットマネジメントの推進

#### (1) 効率的・効果的な保全更新対策の推進

- ・ 基幹から末端に至る施設情報や診断情報等の一元管理を行うデータベースシステムの構築
- ・ 県、市町、土地改良区が情報を共有しながら、施設の維持管理、保全、更新にかかる全事業を最も効率的・効果的に組み合わせ、計画的に実施する新たな全体計画を策定
- ・ 全県および地域単位でアセットマネジメントの推進・調整を行う体制を整備し、保全更新対策を計画的に実施

#### (2) 琵琶湖等の環境に配慮した対策の推進

- ・ 節水型・循環型の施設への保全更新、生物多様性の保全等、環境配慮や住民参加の指針作成・普及啓発および各地区のアセットマネジメント計画への反映

#### (3) 地域ぐるみの保全活動や維持管理体制の推進

- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を活用し、末端施設の長寿命化を図るため、機能診断を行い、集落自身が施工するなど、簡易な補修・更新の実施
- ・ 基幹水利施設が有する防火用水や景観形成等の多面的な機能を発揮できるよう、地域住民、NPO等多様な主体の施設管理への参画を促進

- ・ アセットマネジメントの基礎的組織である土地改良区の運営基盤の強化と施設管理への支援

## 2 滋賀らしい農村地域力の向上

- (1) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を核とした農村振興
  - ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組をさらに拡大
  - ・ 末端用排水路等を適切に維持保全し、長寿命化させる取組への支援を充実強化
  - ・ 琵琶湖の保全につながる農村環境保全活動や、地域の特長を活かした、地域の一体感を高める効果的な活動を推進
  - ・ 土地改良区と活動組織の連携を推進するほか、企業やNPO、都市住民等とのネットワークの拡大
  - ・ 施設の長寿命化や生態系保全、水質保全等テーマに沿った技術研修会の実施
  - ・ ホームページやメールマガジン、情報誌の発行等により、情報発信を充実
- (2) 中山間地域活性化
  - ・ 中山間地域等直接支払制度 を活用し、中山間など社会的環境の厳しい地域にあっても適切な農業生産活動を維持し、多面的機能を発揮できるよう支援
  - ・ 都市住民や社会貢献活動を行う企業、NPO等のボランティア活動と地域住民が連携して取り組む棚田保全活動の一層の推進
- (3) 都市農村交流の推進（農村の持つ「学び」や「いやし」等の機能の活用）
  - ・ 将来を担う子ども達に向けて、宿泊体験活動等「学び」の場としての農村の活用を推進
  - ・ 都市住民に対して新しいライフスタイルの提供等、「いやし」の場としての農村の活用を推進
  - ・ 農村での滞在・体験の拠点となる農家民宿の増加を図るため、開業を希望する農業者等への支援講座の開催や窓口相談等の充実
  - ・ 地域の特色ある農産物や田園景観等の貴重な資源の活用を地域ビジネスの機会と捉え、雇用機会の創出や所得確保につながる交流活動の取組を支援
  - ・ 都市との交流に関心のある農村地域が、都市住民に向けて「体験」、「宿泊」等の情報を発信しやすいよう、ホームページを充実
  - ・ 地域資源を活用した交流活動に取り組む団体間のネットワークづくり
  - ・ 都市との交流を推進するインストラクターの人材育成や登録・派遣
- (4) 野生獣による農作物被害の軽減
  - ・ 各市町で策定された「鳥獣被害防止特措法 に基づく被害防止計画」の取組に対する支援や「指定野生鳥獣種地域協議会」の活動を通じ、目標達成に向けた積極的な情報提供や技術的助言を実施
  - ・ リーダー研修会や現地指導を通して、的確な対策を実践・指導できる人材の育成
  - ・ 集落環境の点検を契機として、地域住民が主体的に被害状況に応じた対策に取り組む集落の育成と拡大

成果目標

成果指標	現状(H21)	目標(H27)
県域アセットマネジメントシステム 推進体制の整備		
施設情報等のデータベースシステム構築	施設の位置等の 基本情報整備	診断結果等の詳細 情報の整備、システム運用
機能保全計画を策定した基幹 水利施設	196箇所 〔水源施設等53箇所〕 水路453km	440箇所 〔水源施設等125箇所〕 水路1,034km
基幹水利施設の有する多面的機能 発揮のため、施設管理者と集 落等が締結する管理協定数	272箇所	378箇所
世代をつなぐ農村まるごと保全向上 対策の取組面積	33,050ha	36,000ha
年間農業体験者数	22万人	30万人
農家民宿開業数	9件	100件
集落ぐるみによる獣害対策に取り組 む集落数	66集落	500集落

## 戦略3 消費者と生産者をつなぐ

### 【戦略の目指すもの】

- (1 地産地消など消費を拡大する取組の促進)
  - ・ 食品製造・販売事業者等との連携を促進し、県産農畜水産物の需要を高めていきます。
  - ・ 直売所、県内卸売市場を通じた県産農畜水産物の地産地消を促進します。
  - ・ 学校給食での地場産農畜水産物の利用拡大を図ります。
  - ・ 湖や河川、農地、里山など体験の場が身近にかつ豊富にある滋賀の特性を活かし、「農業・水産業からの食育」活動の推進を図ることにより、食や農業・水産業に対する関心、理解を深めます。
- (2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上)
  - ・ 近江米、近江牛、近江茶、湖魚など個別製品のブランド力の向上を支援します。
  - ・ 変化し続ける消費者ニーズに合った県産農畜水産物を確実に供給できる産地の育成を図ります。
  - ・ 食品販売事業者による県産農畜水産物の継続した利用を進めます。
- (3 食の安全と消費者の信頼確保)
  - ・ 滋賀県産として出荷される農畜産物すべてについて、生産段階における自主的な生産工程の管理を促進します。
  - ・ 「安全・安心」や「健康への配慮」等の観点から、農畜水産物の機能性 等が注目されており、多様な消費者ニーズに合った生産を進めます。
  - ・ 畜産物については、家畜伝染病 の予防を主軸とし、健康な家畜を育む飼養衛生管理に努めます。
  - ・ 魚類養殖業については、自主的な生産工程の管理を進め、安全性や品質の向上を目指します。

### 1 地産地消など消費を拡大する取組の促進

- (1) 「おいしが うれしが」キャンペーン による地産地消の推進
  - ・ キャンペーンに参加する食品販売事業者の県産農畜水産物の取扱拡大
  - ・ 多様な団体・企業等との協働により、県産農畜水産物の情報発信と、消費者の購入意欲の醸成
- (2) 安定的かつ効率的な農畜水産物流通の促進
  - ・ 卸売市場を経由した流通をはじめとして、量販店や外食産業、食品加工業者との契約取引や、産地間でのリレー出荷 など多様な流通経路に応じた出荷を促進
  - ・ 直売所や学校給食等に、地場産農畜水産物が積極的に供給されるよう地域内流通を促進
- (3) 「農業・水産業からの食育」の推進
  - ・ 小学生自らが「育て」、「収穫し」、「食べる」という一連の農業体験学習への支援



- ・ 「環境こだわり農業」や「魚のゆりかご水田」等の取組を通じた、本県農水産業と環境との関わりに対する理解の促進
- ・ 学校給食における地場産農畜産物や湖魚の使用の促進
- ・ 地域食材や伝統食の販売活動に対する支援を通じた、本県の豊かな食材や食文化の発信
- ・ 農漁業体験等を通じた農村と都市との交流の促進

## 2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上

### (1) 近江米、近江牛、近江茶、湖魚など個別製品のブランド力を高める取組への支援

#### 近江米

- ・ 環境こだわり農産物認証を基本とした「秋の詩」等、県育成品種のブランド化への取組支援
- ・ 県育成水稲新品種のブランド化への戦略の策定・推進

#### 近江牛

- ・ 近江牛の認証制度と指定店制度を普及活用し、県外での近江牛の消費拡大を推進
- ・ 近江牛を観光資源として活用したPR活動の強化
- ・ 滋賀食肉センターにおける輸出牛肉取扱施設としての取組を通じて取引先を順次拡大し、近江牛の輸出を促進
- ・ 輸出先となる国、地域における近江牛ブランドの商標登録を推進

#### 近江茶

- ・ 高品質茶として評価の高い近江茶の良さを茶商業者と一体になってPRし、認知度を高め消費拡大を推進
- ・ 農商工連携により新商品を開発し、新たな需要を開拓する取組を支援

#### 地域特産物

- ・ 近江の野菜など地域特産物のブランド化支援
- ・ 近江の伝統野菜やメロン・イチゴ等「近江ブランド野菜」や県が開発した高品質肉用鶏「近江しゃも」の生産拡大と情報発信

#### 湖魚

- ・ 伝統食としての湖魚料理の復活と時代のニーズに合った新たな魅力の発信
- ・ 琵琶湖産鮎やビワマス等のブランド力向上と県内外への販売を支援
- ・ 流通業者等に湖魚の高い商品価値に関する情報を提供し、消費拡大を推進

### (2) 食品販売事業者等との協働によるビジネスチャンスの創出

- ・ 生産者と食品販売事業者等の協働による県産農畜水産物を活用したビジネスチャンスの創出支援
- ・ 県産農畜水産物の加工や観光資源の活用による付加価値の創造

### (3) 「滋賀の食材」としての総合的な県産農畜水産物のPR

- ・ 県外消費者の、本県への来訪意欲や県産農畜水産物の購買意欲を高めるPRの展開
- ・ 各種メディアとホームページ上の「しがの農畜水産物」ポータルサイトの連動

による効果的な情報発信

- ・ 地域の農畜水産物に愛着を持ち、他府県へも誇りを持って県産農畜水産物が伝えられる消費者づくり
- ・ 滋賀ならではの農畜水産物について、品目にまつわる食文化や新しい食べ方等、様々な魅力を発信

### 3 食の安全と消費者の信頼確保

#### (1) 生産段階における自主的な管理の促進および農薬等の適正使用の推進

- ・ 県内農産物のすべての主要産地において、食品安全に加え、環境保全、労働安全等を対象とした滋賀県版GAP（農業生産工程管理）の導入推進
- ・ 畜産における農場HACCP（危害要因分析重要管理点）の認証に向けた取組の推進
- ・ 魚類養殖業における生産情報の記録・保存やGAP導入の支援
- ・ 家畜伝染病の予防の徹底
- ・ 農薬、動物用医薬品、水産用医薬品の適正使用に係る指導、啓発の徹底

#### (2) 食品の流通記録や表示の適正化の啓発等の推進

- ・ 農産物の入出荷記録の保存に係る啓発および米・米加工品の取引記録の作成保存と一般消費者への産地情報伝達を米トレーサビリティ法に基づき指導
- ・ 牛については、牛肉トレーサビリティ法に基づき指導
- ・ 各関係機関との連携による、食品の適正な表示についての調査、指導、啓発

#### (3) 多様な消費者ニーズへの対応

- ・ 主体的に有機農業に取り組む農業者の支援
- ・ 消費者へ有機農産物に関する生産情報等を提供
- ・ 機能性に着目した農産物の生産等を推進
- ・ 湖魚の有用成分やその機能性についての情報発信
- ・ 農畜水産物の安全性に対する消費者への正確な情報の提供

#### 成果目標

成果指標	現状(H21)	目標(H27)
「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数	596店	800店
県内卸売市場の県産野菜入荷率	24.9%	30.0%
学校給食への地場産物利用率 (食材数ベース)	23.4%	25%以上
県育成水稻品種作付割合	15%	25%
認定「近江牛」指定店数	124店	200店
GAPに取り組む生産組織数	51団体	150団体

## 戦略4 需要に応える農畜産物づくり

### 【戦略の目指すもの】

#### (1 水田の有効活用)

- ・ 主食用米以外の作物の作付けを拡大し、水田の利用率を高めて食料自給率向上に貢献するとともに、活力ある水田農業を目指します。
- ・ 飼料の多くを輸入に依存した畜産経営から、自給飼料を基盤とした畜産経営への転換が求められており、飼料用稲等による県内産自給飼料の生産拡大を目指します。

#### (2 近江米等の生産振興)

- ・ 消費者に支持される「高品質・安全安心・おいしい」近江米の生産を行う「近畿の米どころ」を目指します。
- ・ 近江米を冠ブランドとして「コシヒカリ」、「秋の詩」等の個々の品種をアピールしていくマーケティング戦略に沿った生産振興を図ります。
- ・ 小麦は品質評価により価格が異なるため、さらなる品質・収量の向上と製粉会社等の需要者が求める品種の作付拡大を目指します。
- ・ 大豆は収量の変動が大きく、また経営の大規模化が進んでいることから、安定多収と低コスト生産を目指します。

#### (3 園芸作物等の生産振興)

- ・ 水田を利用して、県民ニーズの高い野菜等の園芸品目の生産拡大を目指します。
- ・ 伝統野菜や果樹、花き等、特色ある園芸品目の生産拡大を図ります。
- ・ 高級茶産地としての特性を活かし、高品質な近江茶の生産を目指します。

#### (4 近江牛等の生産振興)

- ・ 近江牛の安定出荷を行うために、生産基盤の拡大や県内産の肥育素牛の安定確保を図ります。
- ・ 畜産農家の規模拡大や6次産業化も含めた新たな部門の導入等を進めます。
- ・ 飼料用米や稲わら等の県内の自給飼料を活用した飼養管理技術を確立し、生産された畜産物の流通促進を図ります。

### 1 水田の有効活用

#### (1) 水田の利活用と主食用米以外の作物の生産拡大

- ・ 生産調整面積の拡大を踏まえ、麦・大豆の作付拡大を推進
- ・ 麦・大豆が定着していない地域に、飼料用米、稲WCS（稲発酵粗飼料）、米粉用米の作付けを推進
- ・ 担い手、新規就農者、定年帰農者による野菜等の園芸作物の生産推進
- ・ 高性能機械を用いた作業体系等の低コスト技術により、転作物の生産拡大を推進

#### (2) 耕畜連携による県内産飼料用作物の生産拡大

- ・ 飼料用稲等の生産、流通体制の整備を含めた耕畜連携の推進

- ・ 大規模土地利用型農家や集落営農、農業協同組合等のコントラクター による生産体制の整備促進
- ・ 飼料生産における家畜ふん堆肥の利活用の推進

## 2 近江米等の生産振興

- (1) 「高品質・安全安心・おいしい」近江米の生産振興
  - ・ 品質の高位安定化に重点を置いた施肥、水管理、適期収穫等の技術対策の徹底
  - ・ 高温登熟性検定温室 を利用した温暖化に適応できる水稲新品種の育成
  - ・ 県育成品種の極良食味 ・高品質安定生産技術の確立
  - ・ 「秋の詩」等の県育成品種を中心とした栽培への誘導
  - ・ 「コシヒカリ」、「秋の詩」における環境こだわり米の生産拡大
- (2) 需要者ニーズに応える麦・大豆の生産振興
  - ・ 需要に応える品種の選定と作付誘導
  - ・ 麦の生育後期の追肥や大豆 300 A 技術等の高品質・多収生産技術の普及
  - ・ 水田の排水を向上する各種の方法を組み合わせた土壌水分管理技術の確立
- (3) 米・麦・大豆の低コスト生産技術の普及
  - ・ 低コスト化につながる大型農業機械施設の導入支援と農作業安全の推進
  - ・ 水稲の品質向上と労力削減を図る直播栽培 の推進
  - ・ 新規需要米や販売先に応じた米の仕分け管理ができる大規模乾燥調製施設 の有効活用指導

## 3 園芸作物等の生産振興

- (1) 水田を利用した園芸品目の生産拡大
  - ・ 水田において適応性のある露地野菜や果樹、花きの栽培の作付推進
  - ・ 環境こだわり農業生産技術による野菜等の生産拡大支援
  - ・ 水田での栽培において、生産性が高められる栽培技術体系の開発や低コスト・省力化機械施設の導入促進
- (2) 特色ある園芸品目の生産拡大
  - ・ 野菜、果樹を少量多品目生産により地場供給できる「しが型産地」の育成
  - ・ 近江の伝統野菜や嗜好性の高い果実的野菜 および果樹の生産拡大推進
  - ・ 家庭で楽しむ需要に対応した花きの品目・品種の選定および生産拡大推進
  - ・ 野菜、花きの少量土壌培地耕 や果樹のポット栽培 等マニュアル化された平易な栽培技術の導入により、新たな担い手による園芸品目の生産推進
- (3) 高品質な近江茶の生産
  - ・ 茶商業者との連携により消費者ニーズに対応した「かぶせ茶」など高品質茶の生産推進
  - ・ 認定農業者への集積促進、機械化に対応した茶園整備、高性能機械の導入等による生産性の向上
  - ・ 高品質茶の生産において生産費を抑制できる安定生産技術を確立、普及

#### 4 近江牛等の生産振興

##### (1) 近江牛等の生産拡大

- ・ 肉用牛経営では、肥育頭数の増加や繁殖・肥育一貫経営 への移行など多様な経営の取組を推進
- ・ よりおいしい近江牛の生産技術の確立
- ・ 酪農経営では、乳製品の製造等 6 次産業化への発展も含めた多様な経営への取組を推進
- ・ 養豚経営、養鶏経営においては、地産地消を主体とした取組を推進

##### (2) 県内産自給飼料の活用

- ・ 飼料用稲や稲わら等県内産自給飼料の利用拡大
- ・ 乳牛、肉用牛における飼料用米給与技術の確立
- ・ 県内産飼料により生産された畜産物の流通促進

#### 成果目標

成果指標	現状(H 21)	目標(H 27)
新規需要米作付面積	156ha	1,710ha
うち県内向け飼料用稲	121ha	310ha
” 稲W C S 飼料用米	25ha	500ha
麦 作付面積 単位面積あたりの収量	7,410ha 262kg/10 a	8,500ha 300kg/10 a
大豆 作付面積 単位面積あたりの収量	5,430ha 154kg/10 a	6,000ha 200kg/10 a
県育成水稻品種作付割合(再掲)	15%	25%
販売用野菜作付面積	1,016ha	1,500ha
果樹、花きの新規栽培農家数 (計画期間累計)	-	100農業者
「かぶせ茶」の生産量	53 t	100 t
近江牛の飼養頭数	11,361頭	13,000頭

## 戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策

### 【戦略の目指すもの】

#### (1) 環境こだわり農業のさらなる展開)

- ・ 環境こだわり農業のスタンダード化・定着に向け、環境負荷を軽減する栽培技術の一層の普及拡大を目指します。
- ・ 滋賀の地域ブランド力を向上していく取組として、環境こだわり農産物の流通拡大を目指します。
- ・ 県民の環境こだわり農業への理解と環境こだわり農産物の積極的な利用を進め、県民みんなが一体となった取組となることを目指します。
- ・ 耕畜連携により良質な家畜ふん堆肥を有効利用し、健全な土づくりを進めます。
- ・ 農業濁水 の改善に向け、発生源対策と施設対策を組み合わせた広域的な水循環の確立を目指します。
- ・ 「魚のゆりかご水田」等、生物多様性の維持・回復を目指した取組を拡大します。

#### (2) 農業・水産業からの温暖化対策)

- ・ 水田の割合が高い本県農業の特徴を踏まえ、水田から発生するメタンの削減、土壌への炭素貯留 の増加、食料自給率向上による農産物の輸送エネルギーの削減、未利用のエネルギー導入等により、農業・水産業分野からの温室効果ガス排出量の削減を目指します。
- ・ 地産地消等、消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつくような取組の拡大を目指します。
- ・ 温暖化に適応した農業・水産業を進めるため、近江米、園芸作物、水産資源等の温暖化に適応する技術の開発や普及を目指します。

### 1 環境こだわり農業のさらなる展開

#### (1) 環境こだわり農業の一層の推進

環境こだわり農業生産技術の一層の普及拡大

- ・ 水田への家畜ふん堆肥の利用や施肥方法の改善、病害抵抗性品種、天敵の利用等、化学合成農薬や化学肥料を削減し、琵琶湖等への環境負荷を削減する技術の普及・拡大
- ・ 病害抵抗性品種の育成等、化学合成農薬の代替となる防除技術の開発  
滋賀の地域ブランド「環境こだわり農産物」の生産・流通を推進
- ・ 環境こだわり米の増産を図り、まとまった量での流通を促進することで近江米を振興
- ・ 園芸作物等については、環境こだわり農産物認証に加え、糖度・外観等の品質基準や生物多様性保全等の独自の取組を付加した地域特産物の育成と流通の促進  
県民みんなが一体となった取組を推進
- ・ 「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、環境こだわり農業への理解を促進

- ・ 多様な団体・企業等との協働により環境こだわり農業への理解促進と消費者の購入意欲の醸成
  - ・ 環境こだわり農産物の生産や生産者の取組に関する情報を発信
  - ・ 食育を通じた環境こだわり農産物の利用拡大  
良質堆肥の有効利用による健全な土づくりの推進
  - ・ 家畜ふん堆肥等の地域資源を土づくりに有効に利用し、環境にこだわった資源循環型農業を推進
  - ・ 耕畜連携による良質な家畜ふん堆肥の生産・利用体制の整備を推進
  - ・ 家畜ふん堆肥の需給情報のネットワーク化を推進
- (2) 農村地域の良好な水循環の確立
- ・ 琵琶湖への濁水流出を削減するため、水田ハロー による浅水代かき 技術の普及
  - ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により、集落ぐるみでの水路溝畔の補修・補強や適切な水管理等の農業排水対策を推進
  - ・ 各地区の農業水利施設の機能保全計画に節水型・循環型の対策を位置づけ、保全更新時に一体的に推進
  - ・ 農業排水を再利用する循環かんがい施設の高度な活用を行う地域を支援
  - ・ 農業排水が特に問題となっている流域では、総合的かつ重点的に対策を実施
- (3) 「魚のゆりかご水田」を核とした生物多様性を維持・回復する対策の推進
- ・ 湖辺域における「魚のゆりかご水田プロジェクト」の普及・拡大
  - ・ 中山間部から平野部における生物多様性に配慮した「豊かな生きものを育む水田」の取組を普及・拡大
  - ・ 取組組織間の情報共有等ネットワーク化の推進
  - ・ 「魚のゆりかご水田」の取組PRやブランド化の推進など地域活動の自立に向けての支援
  - ・ 生物多様性に配慮した農業水利施設の保全更新対策の実施

## 2 農業・水産業からの温暖化対策

- (1) 温暖化緩和策の普及・定着（低炭素社会実現への貢献）
- ・ 水田から発生するメタンを削減するため、水稻栽培における中干し の適期実施の指導
  - ・ 土壌への炭素貯留を増加させるため、耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用促進
  - ・ 炭素貯留効果の高い土壌管理方法および温室効果ガス発生を抑える営農方法の開発
  - ・ 食料自給率向上による農産物の輸送エネルギーを削減するため、飼料用稲、野菜の作付推進
  - ・ 施設園芸等における省エネ設備、省エネ機械の導入促進や、排水の反復利用や用水の節水等による省エネルギー対策の普及啓発
  - ・ 温室効果ガスの排出量取引制度 の枠組みを活用して、集落営農等による家畜ふん堆肥の利用等の地域ぐるみの温暖化緩和策に取り組む仕組みの検討
  - ・ 農業水利施設を活用した小水力発電 等の自然エネルギーの導入推進

(2) 消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつく取組の推進

- ・ 輸送エネルギーの低減につながる地産地消の消費者への普及啓発
- ・ 環境こだわり農産物の生産組織を中心に、温暖化緩和技術の普及を進め、省CO<sub>2</sub>効果の表示による特産化を行うよう指導・助言

(3) 温暖化に適応した農業・水産業の推進

- ・ 温暖化に適応した近江米栽培管理技術の開発・普及および水稲品種の育成・普及
- ・ 野菜や果樹等の気候変動、温暖化による生育への影響分析、さらなる温暖化に適応した新技術の開発、および新規品目の導入検討
- ・ 温暖化の影響を把握するための水産資源の状況モニタリングと温暖化の影響の評価
- ・ ニゴロブナ種苗放流技術の開発等、温暖化に適応した水産資源保全技術の開発

成果目標

成果指標	現状(H21)	目標(H27)
水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合	33%	50%
耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率	64%	80% (30,000 t の利用拡大)
流域単位での農業排水対策の取組面積	14,978ha	16,800ha
「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田取組面積	111ha	250ha
家畜飼料の県内自給率	10%	20%
米1等比率	80%	毎年80%以上



## 戦略6 水産業の再生

### 【戦略の目指すもの】

- (1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上)
  - ・ セタシジミの漁場となる砂地の造成や、ニゴロブナ等の産卵繁殖場として機能するヨシ帯の造成等を進め、自然生産力の向上を目指します。
  - ・ 在来魚の産卵繁殖場として内湖の活用と修復について検討します。
  - ・ 漁場改善効果のある草食性のワタカや植物プランクトン食性のゲンゴロウブナ等の種苗生産放流により、漁場環境の保全を目指します。
- (2 水産資源の増産)
  - ・ 漁場の整備に加えて種苗放流等により、漁獲対象として重要なニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、セタシジミ、アユ等の水産資源の維持・増大を目指します。
- (3 水産有害生物駆除による漁場の保全)
  - ・ オオクチバスとブルーギルは小型魚が増加傾向にあることや、オオクチバスが大きく減少していないことを考慮した駆除を推進し、外来魚生息量の減少を図ります。
  - ・ カワウの生息数を特定鳥獣保護管理計画で示された4,000羽程度にまで減少させることを目標に、積極的な駆除を進めます。
- (4 水産業の持続的発展)
  - ・ 漁獲量の増大に併せて、その販売の拡大等により漁業経営の安定を目指します。
  - ・ 漁業の担い手の確保や組織的な販売体制の整備等により、漁業協同組合組織の安定強化を図ります。
  - ・ 漁業者が自主的にニゴロブナやセタシジミ等の資源管理を行う資源管理型漁業を進め、水産資源の安定維持を図ります。

### 1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上

- (1) 砂地造成
  - ・ 「琵琶湖のゆりかご」である南湖再生を進めるため、河川工事等で発生した砂を活用するなど、関係機関等が連携した南湖の砂地造成の推進
  - ・ 砂地造成や湖底耕耘により湖底を改善した水域へのセタシジミ種苗放流によるシジミ漁場の再生
  - ・ セタシジミを対象とした貝曳き漁の復活による持続的な漁場環境の保全
- (2) ヨシ帯等造成
  - ・ ニゴロブナ等の産卵繁殖に必要な水ヨシ帯の造成の継続実施
  - ・ ヨシに加え、マコモやヤナギ等の多様な水生植物からなる水辺移行帯の産卵繁殖場としての検討
  - ・ 水位変動等がホンモロコやニゴロブナ等の産卵繁殖環境へ及ぼす影響の把握
- (3) 内湖の活用
  - ・ 内湖における在来魚類の産卵繁殖機能の調査と評価
  - ・ 産卵繁殖機能調査に基づく、内湖の産卵繁殖場としての修復と活用の検討

#### (4) 漁場環境の持続的保全

- ・ 漁場環境の保全効果がある草食性のワタカや植物プランクトン食性のゲンゴロウブナ等の種苗生産放流の推進
- ・ えり網 や刺網 が短期間で汚損するなど、環境が悪化している漁場改善のための調査研究の推進
- ・ 在来魚介類が漁場環境の保全に果たす役割の研究

## 2 水産資源の増産

### (1) 種苗生産放流と天然再生産による水産資源の増産

- ・ 第6次栽培漁業基本計画 に基づいたニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマス、セタシジミ等の種苗放流事業の推進
- ・ 水田を活用したニゴロブナ、ホンモロコ等種苗の効率的な生産技術と効果的な放流技術の検討と、種苗生産現場への技術移転
- ・ アユ資源を維持するための人工河川 の効率的な運用
- ・ ニゴロブナやホンモロコ等の種苗放流魚の天然再生産状況の把握とその向上技術の検討

### (2) 内水面漁場における水産資源の増産

- ・ 河川等の内水面は、相対的に漁場規模が小さく資源が枯渇しやすいため、種苗放流等を支援
- ・ 遊漁者のニーズと河川環境等に合わせた種苗育成や放流技術の確立

### (3) 養殖による魚介類の増産

- ・ これまでの研究で効果が認められたアユ冷水病浸漬ワクチン の実用化に向けた試験の推進
- ・ バイオテクノロジーを活用した種苗生産技術（全雌三倍体作出技術）の確立等による高成長系養殖ビワマス の普及
- ・ 琵琶湖産淡水真珠養殖に必要な真珠母貝の安定生産のための技術改善

## 3 水産有害生物駆除による漁場の保全

### (1) 外来魚対策

- ・ 外来魚の徹底捕獲駆除の継続
- ・ 産卵親魚や稚魚の集中捕獲等の繁殖抑制対策の推進
- ・ 減少率の低いオオクチバスを対象とした生態に応じた効果的な駆除技術の検討と駆除の推進
- ・ 生息量の減少に伴う捕獲効率の低下を補う効率的・効果的な漁具・漁法の開発・改善
- ・ 外来魚が冬季に集まる水域等の特定とその一括駆除技術の検討

### (2) カワウ対策

- ・ 部局横断により、カワウ生息数を大幅に減少させるための竹生島や伊崎半島等の営巣地を中心とした集中的かつ効果的な駆除の推進
- ・ 漁場における防鳥糸の設置や追い払い等による直接的な水産被害防止対策の継続

- ・ アユ産卵保護水面 等における防鳥糸の設置によるアユの繁殖保護の推進

#### 4 水産業の持続的発展

##### (1) 漁業の担い手の育成・確保

- ・ 漁業協同組合連合会、各漁業協同組合と連携した新規就業者受け入れ体制の整備や、就業情報発信に向けた支援
- ・ 漁業者による湖魚の加工品製造・販売等 6 次産業化による多様な漁業経営への支援
- ・ 設備投資資金や運転資金等に対する融資制度の活用による新規就業の促進

##### (2) 漁業協同組合経営基盤の安定・強化

- ・ 漁獲物の販売等、漁業協同組合による経済事業の推進を支援
- ・ 厳しい漁業経営の改善の観点から漁業協同組合の合併等による組織力強化の支援
- ・ 設備投資資金等に対する融資制度の活用促進

##### (3) 資源管理型漁業の推進

- ・ ニゴロブナとセタシジミの資源回復計画の取組継続と資源管理型漁業の一層の推進
- ・ 資源管理型漁業の推進に必要なアユやニゴロブナ、ピワマス等の重要魚種の資源量把握技術の開発

#### 成果目標

成果指標	現状(H21)	目標(H27)
砂地造成累積面積	13.5ha	53ha
ニゴロブナの漁獲量	39 t (H20)	75 t
セタシジミの漁獲量	66 t (H20)	130 t
ホンモロコの漁獲量	10 t (H20)	60 t
外来魚生息量	1,400 t (H20年度末)	900 t

## 第4章 各戦略に横断的に関係する施策

### 1 6次産業化の推進

#### (1) 農業・水産業における6次産業化の必要性

- ・ 6次産業化とは、生産者による加工・販売や、生産者と他の事業者との連携等を促進し、単なる農畜水産物の生産にとどまらない、新たなビジネスの創出につながる取組により農山漁村の活性化を目指すものです。
- ・ 本県においても、国の施策を踏まえ、経営の多角化、県産農畜水産物を用いたビジネスの活性化、および都市農村交流の促進の観点から、担い手による経営の多角化、および生産者と企業等の連携を進めることが必要です。

#### (2) 6次産業化推進のために実施する施策

担い手による経営の多角化に対する支援

- ・ 担い手の経営体質強化（戦略1）
- ・ 近江牛等の生産拡大（戦略4）
- ・ 漁業の担い手の育成・確保（戦略6）

生産者と企業等の連携（農商工連携）に対する支援

- ・ 都市農村交流の推進（戦略2）
- ・ 「おいしが うれしが」キャンペーンによる地産地消の推進（戦略3）
- ・ 安定的かつ効率的な農畜水産物流通の促進（戦略3）
- ・ 近江米、近江牛、近江茶、湖魚など個別製品のブランド力を高める取組への支援（戦略3）
- ・ 食品販売事業者等との協働によるビジネスチャンスの創出（戦略3）

サポート体制の整備

- ・ 6次産業化を効率的に推進するため、農業者等の総合窓口的なサポート体制を整備

### 2 研究開発と普及指導の推進

#### (1) 将来の姿を実現するための研究開発の推進

- ・ 第2章に定める滋賀の農業・水産業の基本方向に技術面での確に対応するため、「試験研究推進計画」を策定し、試験研究の重点化方向と研究目標を具体的に定め、計画的に試験研究を推進します。
- ・ 試験研究課題評価の実施によって技術開発と研究成果の普及を効率的・効果的に進めます。

#### (2) 戦略推進のための効果的な普及指導活動の実施

- ・ 第3章に定める重点戦略を生産現場で着実に推進するため、普及事業の基本的な方向と活動方法を明確にする「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め、以下の課題を普及指導活動の課題として設定し、効果的な普及活動を実施します。

担い手等に対する技術の改善および経営の発展に向けた支援

活力ある水田農業の展開と需要に応える園芸作物等の生産・流通の取組に対す

る支援

安全な農産物の生産および環境と調和のとれた農業生産の取組に対する支援  
魅力ある農業・農村の創造に向けた取組に対する支援

### 3 関係機関・団体との協働

このプランを実効性のあるものとするためには、県と関係機関・団体がそれぞれの立場で役割を果たしながら、協働して各戦略を推進していくことが必要です。

県と関係機関・団体との協働を進めるために、県が関係機関・団体に対して取り組むことを以下に掲げます。

#### (1) 農業委員会

- ・ 関係団体との連携、役割分担による効率的・効果的な農業委員会の活動を促進
- ・ 農業会議を通じた研修による農業委員の役割・使命に対する認識、資質の向上

#### (2) 農業協同組合

- ・ 消費者や担い手のニーズに的確に応えられるよう、農業協同組合自らの改革に対する取組を支援
- ・ 社会経済の変化に適合した組合経営がなされるよう、法令等のルールに基づく適切な指導・監督

#### (3) 農業共済組合

- ・ 農業共済組合の基盤強化に向けた事業運営の適正化、合理化を一層推進するとともに、将来にわたって安定的に農業共済事業が運営できるよう、組織再編に向けた取組を促進

#### (4) 土地改良区

- ・ 土地改良区の運営基盤の強化に向け、市町と連携を図りながら再編整備を推進
- ・ 土地改良施設にかかる環境調和への配慮や、多面的機能の発揮など地域住民からも期待されるような役割を担えるよう、学校や地域住民と連携した環境保全活動等への積極的な取組を促進

#### (5) 漁業協同組合

- ・ 水産資源の増産、資源管理型漁業の推進や漁場環境の保全、漁獲物の消費拡大等、漁業協同組合が取り組む事業に対する支援
- ・ 漁業協同組合の経営基盤の強化に向け、合併や合理化の促進、新規就業者の受け入れ等を支援

#### (6) その他関係機関・団体

- ・ 行政を補完する役割が大きい機関・団体とのプラン推進のための連携強化
- ・ 関係機関・団体の事業と県事業の役割分担の推進
- ・ 国等の公募事業の情報収集と周知

	用 語	用語解説
あ	秋の詩	1998年に滋賀県が育成した水稻品種。「滋系54号(吟おうみ)」を母、「コシヒカリ」を父として人工交配を行い育成した。「日本晴」より多収で、食味は「コシヒカリ」並の極良食味。
	浅水代かき	代かきは、田植えの前に田に水を入れ、トラクタなどで土と水をかき混ぜて田面を平らにする作業。代かき時、水田内の水には、大量の土の粒子等が混ざっており、これらを含んだ濁水が河川へ流出することを防ぐために、代かきを浅水状態(土面が7～8割見える程度)で行うことを浅水代かきという。
	アセットマネジメント	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称。
	アユ産卵保護水面	アユの増殖のため、アユの産卵期間中に、産卵保護などの必要な措置を講じているアユの産卵に適した水面。
	アユ冷水病浸漬ワクチン	生体防御機能を利用して、アユが冷水病を発症するのを予防する薬剤。アユをこの希釈薬液に浸けて使用するタイプのもの。
い	稲WCS	稲Whole Crop Silage(稲発酵粗飼料)の略。水稻の子実と茎葉を同時に収穫し、発酵させて飼料とするもの。
え	えり	湖岸から沖合に向かって矢印型に網を張り、湖岸に寄ってきた魚を「つぼ」と呼ばれる部分に誘導し、網を上げて漁獲する琵琶湖独特の定置網。
	えり網	「えり」に使用する網。
お	「おいしが うれしが」キャンペーン	滋賀県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動。毎月第3日曜日とその前日の土曜日を中心に展開している。
	近江牛の指定店制度	近江牛の認証制度による認定「近江牛」を取り扱う小売店、飲食店、旅館・ホテル等を、「近江牛」生産・流通推進協議会が認定「近江牛」指定店として登録する制度。
	近江牛の認証制度	「近江牛」の中でも、定められた要件を満たす特に高品質なものに対して、「近江牛」生産・流通推進協議会が認定書や認証シールを発行する制度。
	近江しゃも	県畜産技術振興センターが平成5年に開発した高品質肉用鶏。一般的なブロイラーの約2.5倍の長期飼育により、しっかりとした歯ごたえとうま味があるのが特徴。
	近江ブランド野菜	「近江の野菜」の顔」として県産野菜の信頼感やイメージの向上を図るため、付加価値の向上と差別化を図る野菜。
	沖すくい網	6～7月に琵琶湖の沖合の湖面付近で「マキ」と呼ばれるアユの群れに漁船を突進させ、漁船の先端に取り付けた網ですくい取る、琵琶湖独特の漁法。
	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か	貝曳き漁	「マンガワ」と呼ばれる鉄枠に網を付けた漁具を湖底に沈め、漁船で引き回してセタジミ等の貝類を採る漁業。
	外来魚	人間のさまざまな活動に伴って、元々生息している場所から別の場所へ入ってしまった魚。本プランでは、本県水産業に深刻な被害を与えているオオクチバス、ブルーギルを指す。
	果実の野菜	イチゴ、メロン、すいか等、果実のように利用する野菜。
	果樹のポット栽培	プラスチック製のポットで果樹を栽培する技術。この技術により、樹高を低くしながら、果物の収穫開始までの年限を短縮することができ、土壌性病害の回避等のメリットもある。
	家畜伝染病	家畜伝染病予防法によって定められた、家畜(牛、豚、鶏等)の伝染病で、伝染性が強く、発生すると被害が大きい病気。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ等26種類が指定されている。
	かぶせ茶	収穫前に7日間程度、寒冷紗などで覆った茶園から採れた茶葉を、煎茶と同様の製法で加工した茶。
	環境こだわり農業	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止する等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産する農業。
	環境こだわり農業推進条例	より安全で安心な農産物の消費者への供給と環境と調和のとれた農業生産の確保を目的として平成15年に制定された条例。県、農業者、販売業者、消費者の責務や役割、環境こだわり農産物認証制度等について明記している。
	環境こだわり農産物	県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物。
	冠ブランド	個々のブランドをひとまとめにした全体のブランド。「近江米」は、「コシヒカリ」、「秋の詩」等の個々の品種ブランドをひとまとめにした冠ブランド。
き	基幹水利施設	国営造成施設及び県営造成施設で、受益面積が一定規模以上の水利施設。
	機能性	食品が有する健康維持や病気予防等の科学的根拠のある性質。

	用語	用語解説
き	牛肉トレーサビリティ法	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の略称。「トレーサビリティ」とは、食品の取り扱いの記録を残すことにより、食品がどこからきて、どこへいったかを把握できる仕組み。
	協同農業普及事業の実施に関する方針	農家への農業技術・経営に関する支援を行う普及事業の、おおむね5カ年間における基本的な方向付けと活動内容を示すもの。都道府県は、国の示す運営指針を基本として定めることとされている。
く	黒毛和種	和牛四品種(黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種)のうちの1つで、全国各地で飼養されている。他品種と比べて特に肉質が優れているとされている。
け	県内飼料自給率	県内で飼養されている家畜に必要な飼料のうち、県内で生産されるものの割合(カロリーベース)。
こ	高温登熟性検定温室	高温でも品質の優れた水稻を調査するための温室。地球温暖化に対応した水稻の新品種を育成するため、平成21年に農業技術振興センターに外気温より2 程度高い条件を維持できる温室を建設した。
	耕作放棄率	農業センサスに基づく耕作放棄地面積(以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地)を経営耕地面積 と耕作放棄地面積の合計で除したものの。耕作放棄地面積÷(経営耕地面積+耕作放棄地面積) 経営耕地面積・農業経営体が耕作する面積
	高成長系養殖ピワマス	養殖池の中で飼いやすく成長の良いピワマスを選ぶことを繰り返して作り出した、通常より成長の良い、養殖に適したピワマス品種。
	高性能機械	農作業の効率化や農作業における身体の負担の軽減効果が高く、農業経営の改善にも効果のある農業機械。
	耕畜連携	畜産農家から耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)に家畜ふん堆肥を供給したり、耕種農家から畜産農家に飼料を供給する等、相互に連携を図ること。
	極良食味	食味は、ごはんを実際に試食して、外観、香り、味、粘り、柔らかさ(硬さ)等を専門機関で検査し、総合的に評価している。本県がめざす「極良食味米」とは、コシヒカリ以上の食味がある米を指す。
	湖底耕耘	湖底を貝曳き漁具(マングワ)等により耕すこと。
	戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付し所得補償することにより、農家の経営安定と食料の国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を図ろうとする制度。
	米粉用米	小麦等の代替としてパン・麺等の用途に用いる米のこと。水田の有効活用による食料自給率向上の一つの手段として位置づけられ、米の生産調整(転作)として扱われる。
	米トレーサビリティ法	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」の略称。「トレーサビリティ」とは、食品の取り扱いの記録を残すことにより、食品がどこからきて、どこへいったかを把握できる仕組み。
コントラクター	畜産農家や耕種農家(水稻、野菜等を栽培する農家)から飼料の収穫・調製作業等を請け負う組織(飼料生産受託組織)。	
さ	在来魚介類	元々その場所(琵琶湖)に生息している魚や貝やエビ等。
	魚のゆりかご水田	魚が水田まで自然に上れるような魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している水田。
	魚のゆりかご水田プロジェクト	人と生き物が共生する、元来あるべき姿を取り戻すため、農家、地域、行政が連携して、魚が水田まで自然に上れるよう魚道をつくり、魚に優しい環境を取り戻す取組。
	刺網	魚の遊泳通過する所をさえぎるようにカーテン状に網をはる漁法。
	三方よし	近江商人の家訓(売り手よし、買い手よし、世間よし)で、商売を行うにあたっては商人が利益を得るばかりでなく、消費者も喜び、さらには地域社会全体が豊かになること(社会貢献)を考えなければならない、という経営理念。本プランでは、生産者を含めた「農村」を売り手、消費者である「人」を買い手、農業・水産業が保全すべき自然環境を象徴する「琵琶湖」を世間と見立てている。
し	しが型産地	滋賀の園芸作物の生産において、集落営農組織や定年帰農者等が主体となり、産地規模が小さくても都市近郊の利点を活かした地場供給により安定経営を実現できる産地。
	滋賀県環境総合計画	滋賀県環境基本条例に基づく、県の環境施策の基本計画。平成21年12月に第3次滋賀県環境総合計画が策定された。
	滋賀県基本構想	県政運営の総合的な指針で、部門別の各種計画、ビジョンの基本となる。計画期間は平成23年度から平成26年度まで。
	滋賀県食の安全・安心推進条例	食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保を推進するための仕組みを設けるために平成21年に制定された条例
	滋賀県版GAP	GAP(Good Agricultural Practice:農業生産工程管理)とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動。滋賀県版GAPとは、国が示す「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に即し、琵琶湖・周辺環境への負荷削減技術など県独自の取組を加えたもの。

	用語	用語解説
し	滋賀食肉センター	牛・豚のと畜・解体を行うと畜場を併設した滋賀県で唯一の食肉地方卸売市場。HACCP方式による衛生管理を取り入れ、と畜・解体から部分肉加工までを一貫して行える産地食肉センターとして、平成19年4月に近江八幡市で操業を開始した。
	「しがの農畜水産物」ポータルサイト	しがの農畜水産物に関する情報をインターネットで探す際に、各種の関連情報へ案内する役割を持った入り口のウェブサイト。
	自給飼料	飼養する家畜に給与するために、畜産農家が自ら生産、または契約等により耕種農家が生産する飼料。
	資源管理型漁業	漁業者が話し合い、漁獲サイズや時期を制限するなどして、限りある水産資源を有効に利用し、漁業経営の持続的安定化を目指す漁業。現在、琵琶湖ではセタジミとニゴロブナを対象として取り組んでいる。
	指定野生鳥獣種地域協議会	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき、県・市町・関係団体等を構成員として広域的な観点から地域の被害対策について協議を行うために設置している組織。
	指導農業士	現に優れた農業経営を行いつつ農村青少年の育成に指導的役割を果たしている者で、知事が認定した農業者。
	就職就農	農業を営む法人等に常雇いとして雇用されること。
	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。
	集落営農型農業法人	農業法人となった集落営農組織。
	集落営農組織	集落営農を行う組織。
	種苗放流	人が陸上施設等で生産した仔稚魚を天然の水域に放すこと。
	省CO2効果の表示	農産物等の原材料調達、生産から廃棄・リサイクル等の各段階にかかる温室効果ガスの排出量、排出削減量や生産者等の排出削減努力をわかりやすく示すこと。
	小水力発電	数千kW以下の比較的小規模な水力発電の総称。農業分野では、水路やダム等で水の落差(あるいは流速)と流量を利用して発電を行う。
	少量土壌培地耕	滋賀県が独自で開発した、少量の土を使う養液栽培技術。水や肥料を循環利用して節約する環境にやさしい栽培技術。
	食育	生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
	食の外部化や簡便化	食料消費支出の中で、生鮮食品の占める割合が減少し、外食、そう菜、弁当、レトルト食品等の調理食品の支出の割合が増えること。
	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたもの。情勢変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
	飼料用稲	飼料用作物のうち稲WCSや飼料用米など水稻を利用するもの。
	飼料用作物	家畜の飼料として栽培される作物(とうもろこし、牧草、稲WCS等)。
	白地農地	農業振興地域のうち、市町の農業振興地域整備計画において農用地域として定められていない区域にある農地。 農業振興地域・農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として都道府県知事が定める地域。
新規就農者	次の3者をいう。 農家世帯員で、生活の主な状態が自営農業への従事となった者 新たに農業法人等に常雇いとして雇用されることにより、農業に従事することとなった者 土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した経営の責任者	
新規需要米	米の生産調整(転作)として取り組まれる水稻のこと。飼料用、米粉用、稲WCS等がある。	
人工河川	アユ資源の維持培養を目的として、天然河川のアユ産卵場と同じように、砂利の大きさや流れの速さ等の産卵条件を整えて造ったアユを産卵させるための人工の河川。安曇川河口と姉川河口の2カ所に設置している。	
す	水位変動	琵琶湖の水位が降雨や瀬田川洗堰の操作等により変化すること。
	水産有害生物	漁獲対象の魚介類を捕食し、その生息を脅かす生物。琵琶湖ではオオクチバス、ブルーギルおよびカワウ。
	水田ハロー	ロータリの代わりにトラクタに取り付ける浅水代かき用の機械。ロータリより回転爪の長さが短く、作業幅が広く、砕土・均平性能に優れる。
	砂地造成	泥地の湖底に砂を敷き、砂地の湖底を造り出すこと。
せ	生産調整	農産物の需要量にあわせて生産を調整すること。水田で生産する主食用の米は、生産量が需要量を大幅に上回っているため、麦や大豆等の他の作物への転換を促し生産の抑制を行っている。



	用語	用語解説
せ	生物多様性	あらゆる生物種の多さ、およびそれらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態、ならびに生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さを含めた幅広い考え方。 生態系:湖沼、河川、森林、都市等の一定の場所にすむ全生物とその環境
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	農地・水・環境保全向上対策の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も、滋賀県独自の仕組みになっている。
	全雌三倍体作出技術	雌性の染色体を3セットもつ魚を作り出す技術。雌性の染色体を3セット持つことで、魚は産卵できず、生育期間が長くなり大きく成長する。なお、通常の魚は染色体は2セット。
た	大規模乾燥調製施設	米や麦を生産する多数の農家が共同して、乾燥・調製・貯蔵に利用する大規模施設。
	大豆300A技術	単収300kg/10aで1、2等のAクラス品質の生産を目標に開発された、地域の気象条件や土壌条件に応じた大豆の耕起・播種等の栽培技術。
	第6次栽培漁業基本計画	沿岸漁場整備開発法に基づいて、県が水産動物の仔稚魚の生産や放流に関する方針を定めた平成22年度からの5カ年の計画。
	「食べることで、びわ湖を守る。」	琵琶湖への環境負荷を減らす「環境こだわり農業」の趣旨を伝えるための合言葉。消費者が、環境こだわり農産物を購入し食べることで、琵琶湖を守る取組に参加できるという意味。
ち	地域ブランド	地域と結びつきのあるブランド。農業者、JA、加工事業者等の地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランド(コンセプト)を用いて、当該地域と何らかの関連性を有する特定の商品の生産またはサービスの提供を行う取組によって生み出されるもの。
	地産地消	地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組。
	中山間地域	平野の外縁部から山間地。
	中山間地域等直接支払制度	中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持により、耕作放棄地の発生防止や多面的機能を確保するため、5年以上継続して営農活動を行うことを約束する農業者や生産組織等に対して交付金を交付する制度。
	鳥獣被害防止特措法	鳥獣被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成20年に施行された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」の略称。
	直播栽培	田植えを行わず、種籾を直接水田に播種する低コスト生産技術。県内では、水田に水を張った状態で種籾を直接播種する「湛水直播」栽培技術が実用化している。
て	低炭素社会	温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。
	定年帰農者	農村出身者で定年退職後に故郷の農村へ戻り、農業に従事する者。また、出身地を問わず、定年退職者で農村に移住し、農業に従事する者。
	転作作物	生産調整に伴い水田で栽培する主食用米以外の麦、大豆、野菜等の作物。
と	透視度	水の濁りの程度を表す指標で、数値が高いほど水が澄んでいることを表す。
	土壌への炭素貯留	土の中に混ざった有機物に含まれる炭素が、分解されずに長期にわたって土壌に保存されること。堆肥等を土壌に施用すると、供給される炭素の量が、土壌微生物による分解で放出される量より多くなり、土壌中に炭素が貯留され、大気中の二酸化炭素を減らす効果がある。
	土地改良区	農地の整備や農業水路の維持管理等を行うことを目的として、土地改良法に基づいて設立された農家の組織。住民と連携した地域づくりや地域農業の振興のための活動も行っている。愛称は「水土里ネット」。
	土地利用型経営	経営面積を拡大することにより所得確保をめざす農業経営。本県では水稻・麦・大豆等を栽培する経営が多い。
な	内湖	琵琶湖と水路で繋がっている琵琶湖の周囲にある小さな湖。元々は琵琶湖の一部だったが、風や波や川からの土砂の堆積などで琵琶湖から切り離されてできたもので、フナ類等の重要な産卵繁殖場所。
	中干し	水稻栽培で、6月中下旬に、田面に軽く亀裂の入る程度に乾かすことをいう。土壌に空気を入れて、水稻の根腐れを防ぐとともに土中の有害ガスを抜くことが目的。
に	ニゴロブナ種苗放流技術	放流後に生き残りやすくするための、ニゴロブナ稚魚(種苗)の放流サイズ、放流場所、放流時期等を適切に処理する技術。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画が基準に適合するとして、市町から認定を受けた農業者。
の	農業・水産業温暖化対策総合戦略	農林水産省地球温暖化対策総合戦略を踏まえつつ、滋賀県の農業・水産業の特徴を反映した本県独自の温暖化対策を推進していく上での指針。平成22年度策定。
	農業生産法人	農地等の権利を取得することができる法人。法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の全てを満たすことが必要。

	用語	用語解説
の	農業濁水	代かきや田植え作業中、およびその後、ほ場から流出する土壌粒子を含んだ濁った水。
	農業・農村の多面的機能	国土の保全、水源の涵養(かんよう)、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料やその他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。
	農業の担い手	地域農業を支え、中心となって農業を实践する人や組織。本プランにおいては認定農業者および集落営農組織を指す。
	農産物純輸入国	農産物輸入額が農産物輸出額を上回っている国。日本は輸入額から輸出額を引いた純輸入額が世界で最も大きい。
	農商工連携	農林漁業者と商工業者等が、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発や生産等を行ない、新たなビジネスを展開して行こうという取組。
	農場HACCP	HACCPとは原材料から最終製品までの安全な食品をつくるための衛生管理の方法。Hazard Analysis Critical Control Point(危害分析重要管理点)の略称。農場HACCPとはその考え方を生産現場に応用したもの。
	農村の混住化	農村で兼業農家や非農家の割合が増えること。
	農地利用集積円滑化団体	農業経営基盤強化促進法に基づき、地域内の農地を一括して引き受け、まとまった形で担い手に再配分を行う仕組みを実施する団体。
は	排出量取引制度	企業ごとに温室効果ガスの排出枠を割り当て、枠を超えて排出した企業と余っている企業との間で排出枠を取引する制度。
	繁殖・肥育一貫経営	子牛を生産・育成する繁殖部門と、子牛を肥育して出荷する肥育部門を同一の経営体で連続して行うこと。肉用牛経営では、繁殖経営と肥育経営が分離されていることが多い。
	肥育素牛	肥育素牛とは、肥育(食肉とするために家畜を太らせること)を始める段階の6～12か月齢の子牛のこと。
ひ	病害抵抗性品種	病気にかからない、またはかかりにくい性質を持つ品種。耐病性(病害抵抗性)は遺伝形質であることから、品種改良の重要な目標となっている。
	琵琶湖のゆりかご	本来、琵琶湖の南湖は、ニゴロブナやホンモロコ等の産卵が行われ稚魚が育つ重要な場所であり、「琵琶湖のゆりかご」と称している。
	普及事業	都道府県の農業技術職員が、農業技術・経営に関する支援を、直接農業者に接し行う事業。具体的には、農業生産性の向上や農作物品質向上のための技術支援、効率的・安定的な農業経営のための支援、農村生活の改善のための支援を行っている。
ほ	保健休養機能	都市住民が、農家民宿に泊まって農業を体験したり、農村の文化・自然にふれたり、都市では見られない美しい景観や自然、潤いややすらぎ等によって、心身にくつろぎを与えるもの。
	みずすまし構想	農業の生産性を維持しながら農村地域の水質および生態系の保全を推進するために、「水・物質循環」、「自然との共生」、「住民参加」を3つの柱とした取組を進めていく全体構想
	水辺移行帯	陸域から水域へ徐々に変わっていく場所。いろいろな生き物の生息の場所となる重要なところ。
ゆ	水ヨシ帯	湖辺にあるヨシ帯のなかで、水に浸かっているヨシ帯で、フナ類の重要な産卵繁殖場所。
	有機農業	国の有機農業推進法では、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されている。
	有機農産物	有機農業で生産された農産物のこと。ただし、「有機農産物」と表示して販売できるのは、「有機農産物の日本農林規格」に準じた生産を行い、登録認定機関が認証した農産物に限られている。
り	豊かな生きものを育む水田	かつての水田環境を取り戻し生物多様性を復元する取組を行う水田。
	利用権設定	農業経営基盤強化促進法に基づき、規模拡大を志向する認定農業者等へ農用地等の利用集積を行うための手続き。
る	リレー出荷	同一の品目について収穫・出荷時期の異なる複数の産地が連携して、長期間連続して出荷すること。
	6次産業化	1次産業とこれに関連する第2次、第3次産業に係る事業の融合により雇用と所得を生み出すこと。

## 2 基本指標、成果指標の説明

資料編

指 標		指標の説明	データの出典
<b>基本指標</b>			
1	担い手への農地集積率	水田面積のうち、担い手が経営・作業受託を行う面積の比率	水田農業における担い手経営面積実態調査（県農政課）
2	農用地区域内の農地面積	農用地区域内の耕作放棄地を除く農地面積	農業振興地域整備計画管理状況調査（農林水産省）
3	農作物作付延べ面積	水稻、麦、大豆、野菜等の全ての農作物の作付延べ面積	作物統計調査作付面積調査及び耕地面積調査（農林水産省）
4	琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）	オオクチバスとブルーギルを除いた琵琶湖漁業の漁獲量	内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
5	化学合成農薬の使用量（H12比）	農薬の出荷量（除草剤のうち、主として非農耕地で使用されるものを除く）	農薬要覧（日本植物防疫協会）
6	農業・水産業分野における温室効果ガス排出削減量	プラン戦略5に記述している温室効果ガスを削減する各取組の実施面積から算出するCO <sub>2</sub> 削減量（メタン、一酸化二窒素はCO <sub>2</sub> に換算）【基準：2007年の滋賀県域からの温室効果ガス排出量（琵琶湖環境部）】	県農政課調べ
<b>戦略1 農業の安定経営</b>			
7	集落営農型農業法人数	農業法人となった集落営農組織の数	農事組合法人調査、農業生産法人調査、特定農業法人調査（県農政課）
8	新規就農者数（計画期間累計）	プランの計画期間（平成23年度から27年度）の新規就農者の累計	県農政課調べ
<b>戦略2 農業水利資産の保全と農村振興</b>			
9	県域アセットマネジメントシステム推進体制の整備		
	施設情報等のデータベースシステム構築	アセットマネジメントシステムを構築する上で必要な全ての施設の健全度や補修履歴等の情報の整備状況	県耕地課調べ
	機能保全計画を策定した基幹水利施設	関係者が合同で行う診断により施設の機能保全計画を策定した基幹水利施設の箇所数	県耕地課調べ
	基幹水利施設の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数	多面的機能を有する基幹水利施設において、その機能を十分に発揮させるよう、集落等と管理協定を締結した箇所数	県耕地課調べ
10	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業対象面積	県農村振興課調べ
11	年間農業体験者数	農作業などの体験人口や田舎宿泊体験者数	県農村振興課調べ
12	農家民宿開業数	客室が33㎡未満の農林漁業体験を提供する小規模農家民宿の開業件数	県農村振興課調べ
13	集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落数	集落全体の合意のもと、被害対策組織を中心に住民主体による持続的な被害防止活動が行われている集落数	県農業経営課調べ
<b>戦略3 消費者と生産者をつなぐ</b>			
14	「おいしがうれしが」キャンペーン登録店舗数	「おいしがうれしが」キャンペーンに登録する県内の食品販売事業者の店舗数	県農業経営課調べ
15	県内卸売市場の県産野菜入荷率	県内4地方卸売市場における県産野菜の入荷率（金額ベース）	市場年報
16	学校給食への地場産物利用率（食材数ベース）	県内小中学校等の学校給食で、地場産の農産物や湖魚が利用されている比率（食材数ベース）	学校給食栄養報告（教育委員会）
17	県育成水稻品種作付割合	水稻作付面積のうち、本県が育成した「秋の詩」や、今後育成する品種の作付割合	滋賀農政事務所統計情報と農業共済引受面積を基に県農業経営課で算出
18	認定「近江牛」指定店数	「近江牛」を取り扱う店舗として、「近江牛」生産・流通推進協議会により認定された指定店舗数	県畜産課調べ
19	GAPに取り組む生産組織数	GAP（農業生産工程管理）に取り組む県内の生産集団の数	県農業経営課調べ

指 標		指標の説明	データの出典
<b>戦略4 需要に応える農畜産物づくり</b>			
20	新規需要米作付面積	米粉用米、飼料用米、稲WCSの合計面積	新規需要米取組計画認定面積（滋賀農政事務所）
	うち県内向け飼料用稲 稲WCS	県内畜産農家が利用する稲WCSの作付面積	県畜産課調べ
	〃 飼料用米	県内畜産農家が利用する飼料用米の作付面積	県畜産課調べ
21	麦		
	作付面積	小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦の作付面積の合計	作物統計調査 麦類調査（農林水産省）
	単位面積あたりの収量	小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦の10aあたり収量の加重平均	作物統計調査 麦類調査（農林水産省）
22	大豆		
	作付面積	大豆（黒大豆含む）の作付面積	作物統計調査 大豆調査（農林水産省）
	単位面積あたりの収量	大豆（黒大豆含む）の10aあたりの収量	作物統計調査 大豆調査（農林水産省）
23	県育成水稲品種作付割合(再掲)	水稲作付面積のうち、本県が育成した「秋の詩」や、今後育成する品種の作付割合	滋賀農政事務所統計情報と農業共済引受面積を基に県農業経営課で算出
24	販売用野菜作付面積	販売用野菜の作付面積	「青果物生産事情調査」（県農業経営課）
25	果樹、花きの新規栽培農家数（計画期間累計）	新たに果樹、花き（売り上げ概ね100万円以上）を導入する農業者数(集落営農含む)	県農業経営課調べ
26	「かぶせ茶」の生産量	「かぶせ茶」の原料となる被覆茶の生産量	県農業経営課調べ
27	近江牛の飼養頭数	肥育牛のうち、和牛の飼養頭数	県畜産課調べ
<b>戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策</b>			
28	水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合	水稲作付面積に占める環境こだわり農産物認証制度における生産計画の認定面積の割合	県農業経営課調べ
29	耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率	畜産農家が生産した家畜ふん堆肥を耕種農家等が利用する割合	畜産経営環境保全実態調査（県畜産課）
30	流域単位での農業排水対策の取組面積	農業排水対策のうち、反復・循環かんがいや節水、水質保全対策等、農村地域の良好な水循環を確立するための取組面積	県耕地課調べ
31	「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田取組面積	「魚のゆりかご水田」をはじめとする「豊かな生きものを育む水田」の取組面積	県農村振興課調べ
32	家畜飼料の県内自給率	家畜の飼養に必要な飼料（TDN換算：カロリーベース）のうち県内で生産されるものの割合	県畜産課調べ
33	米1等比率	うるち玄米(主食用の米で、酒米やもち米は含まない)のうち、農産物検査法に基づく検査で1等に格付けされた米の比率	米の検査結果（農林水産省）
<b>戦略6 水産業の再生</b>			
34	砂地造成累積面積	覆砂による砂地造成の累積面積	県水産課調べ
35	ニゴロブナの漁獲量	琵琶湖におけるニゴロブナの年間漁獲量	内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
36	セタシジミの漁獲量	琵琶湖におけるセタシジミの年間漁獲量	内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
37	ホンモロコの漁獲量	琵琶湖におけるホンモロコの年間漁獲量	内水面漁業生産統計調査（農林水産省）
38	外来魚生息量	琵琶湖内のオオクチバスとブルーギルの推定生息量	県水産課調べ

はじめに

1 プラン策定の趣旨

本県の農業・水産業を取り巻く環境の変化を踏まえて、中期的な施策の展開方向を示す計画として策定

2 プランの性格・役割

滋賀県基本構想を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画

3 計画期間

平成23年度～27年度(5年間)

4 進行管理・評価

6項目の基本指標と32項目の成果目標を掲げ、達成状況の把握や施策の評価等により進行状況を的確に管理

第1章 滋賀の農業・水産業を取り巻く状況と課題

1 農業・水産業を取り巻く状況

2 農業・水産業の現状と課題

第2章 滋賀の農業・水産業の基本方向

1 基本理念

むら  
滋賀のおいしい三方よし ~農村よし 人よし 琵琶湖よし~

農業・水産業の持続的な発展

視点1 農業の安定経営と農村の活性化

視点2 消費者に支持される農業・水産業の振興

視点3 琵琶湖をはじめとした自然環境の保全

滋賀の農業・水産業が持っている強みや潜在的な力(優良な水田、農村の人と人との絆、集落営農、環境こだわり農業、近江米・近江牛・近江茶・湖魚)

2 将来の姿 10年後の望ましい姿

3 基本指標 農作物作付延べ面積、琵琶湖漁業の漁獲量 など6項目

4 プラン実現のための協働と連携

第3章 重点戦略

【戦略1】農業の安定経営

1 担い手の確保・育成

- (1) 経営・技術指導の継続実施
- (2) 集落営農組織の法人化、水田作全体の協業化の推進

2 新規就農者の確保

- (1) 就農相談活動の実施
- (2) 農業大学校における実践力の養成

3 農地の利用集積

- (1) 農地利用集積円滑化団体の利用調整活動
- (2) 優良農地の確保

4 担い手の経営体質強化

- (1) 土地利用型経営に園芸部門の導入を行う複合化の推進
- (2) 加工部門や販売部門を設ける多角化(6次産業化)の推進

【戦略3】消費者と生産者をつなぐ

1 地産地消など消費を拡大する取組の促進

- (1) 「おいしが うれしが」キャンペーンによる地産地消の推進
- (2) 安定的かつ効率的な農畜水産物流通の促進
- (3) 「農業・水産業からの食育」の推進

2 県産農畜水産物による滋賀の地域ブランド力の向上

- (1) 近江米、近江牛、近江茶、湖魚など個別製品のブランド力を高める取組への支援
- (2) 食品販売事業者等との協働によるビジネスチャンスの創出
- (3) 「滋賀の食材」としての総合的な県産農畜水産物のPR

3 食の安全と消費者の信頼確保

- (1) 生産段階における自主的な管理の促進および農業等の適正使用の推進
- (2) 食品の流通記録や表示の適正化の啓発等の推進
- (3) 多様な消費者ニーズへの対応

【戦略5】環境こだわり農業と温暖化対策

1 環境こだわり農業のさらなる展開

- (1) 環境こだわり農業の一層の推進
- (2) 農村地域の良好な水循環の確立
- (3) 「魚のゆりかご水田」を核とした生物多様性を維持・回復する対策の推進

2 農業・水産業からの温暖化対策

- (1) 温暖化緩和策の普及・定着(低炭素社会実現への貢献)
- (2) 消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつく取組の推進
- (3) 温暖化に適応した農業・水産業の推進

【戦略2】農業水利資産の保全と農村振興

1 農業水利資産のアセットマネジメントの推進

- (1) 効率的・効果的な保全更新対策の推進
- (2) 琵琶湖等の環境に配慮した対策の推進
- (3) 地域ぐるみの保全活動や維持管理体制の推進

2 滋賀らしい農村地域力の向上

- (1) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策を核とした農村振興
- (2) 中山間地域活性化
- (3) 都市農村交流の推進(農村の持つ「学び、や「いやし」等の機能の活用)
- (4) 野生獣による農作物被害の軽減

【戦略4】需要に応える農畜産物づくり

1 水田の有効活用

- (1) 水田の利活用と主食用米以外の作物の生産拡大
- (2) 耕畜連携による県内産飼料作物の生産拡大

2 近江米等の生産振興

- (1) 「高品質」「安全安心」「おいしい」近江米の生産振興
- (2) 需要者ニーズに応える麦・大豆の生産振興
- (3) 米・麦・大豆の低コスト生産技術の普及

3 園芸作物等の生産振興

- (1) 水田を利用した園芸品目の生産拡大
- (2) 特色ある園芸品目の生産拡大
- (3) 高品質な近江茶の生産

4 近江牛等の生産振興

- (1) 近江牛等の生産拡大
- (2) 県内産自給飼料の活用

【戦略6】水産業の再生

1 漁場と産卵繁殖場の整備・保全による自然生産力の向上

- (1) 砂地造成(セタジミ等)
- (2) ヨシ帯等造成(ニゴロブナ等)
- (3) 内湖の活用
- (4) 漁場環境の持続的保全

2 水産資源の増産

- (1) 種苗生産放流と天然再生産による水産資源の増産
- (2) 内水面漁場における水産資源の増産
- (3) 養殖による魚介類の増産

3 水産有害生物駆除による漁場の保全

- (1) 外来魚対策
- (2) カワウ対策

4 水産業の持続的発展

- (1) 漁業の担い手の育成・確保
- (2) 漁業協同組合経営基盤の安定・強化
- (3) 資源管理型漁業の推進

第4章 各戦略に横断的に関係する施策

1 6次産業化の推進

2 研究開発と普及指導の推進

3 関係機関・団体との協働

基本指標、成果目標一覧

指 標		現状 (H21) はH20	目標 (H27)
<b>基本指標</b>			
1	担い手への農地集積率	54%	70%
2	農用地区域内の農地面積	50,790ha	50,950ha(H32)
3	農作物作付延べ面積	52,500ha	55,000ha
4	琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く)	1,368 t	2,200 t
5	化学合成農薬の使用量(H12比)	33%削減	40%削減
6	農業・水産業分野における温室効果ガス排出削減量	-	19,000tCO2相当
<b>戦略1 農業の安定経営</b>			
7	集落営農型農業法人数	76法人	150法人
8	新規就農者数(計画期間累計)	-	200人
<b>戦略2 農業水利資産の保全と農村振興</b>			
9	県域アセットマネジメントシステム推進体制の整備		
	施設情報等のデータベースシステム構築	施設の位置等の基本情報整備	診断結果等の詳細情報の整備、システム運用
	機能保全計画を策定した基幹水利施設	196箇所	440箇所
	基幹水利施設の有する多面的機能発揮のため、施設管理者と集落等が締結する管理協定数	272箇所	378箇所
10	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組面積	33,050ha	36,000ha
11	年間農業体験者数	22万人	30万人
12	農家民宿開業数	9件	100件
13	集落ぐるみによる獣害対策に取り組む集落数	66集落	500集落
<b>戦略3 消費者と生産者をつなぐ</b>			
14	「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数	596店	800店
15	県内卸売市場の県産野菜入荷率	24.9%	30.0%
16	学校給食への地場産物利用率(食材数ベース)	23.4%	25%以上
17	県育成水稲品種作付割合	15%	25%
18	認定「近江牛」指定店数	124店	200店
19	GAPに取り組む生産組織数	51団体	150団体
<b>戦略4 需要に応える農畜産物づくり</b>			
20	新規需要米作付面積	156ha	1,710ha
	うち県内向け飼料用米 稲WCS	121ha	310ha
	” 飼料用米	25ha	500ha
21	麦 作付面積	7,410ha	8,500ha
	単位面積あたりの収量	262kg/10 a	300kg/10 a
22	大豆 作付面積	5,430ha	6,000ha
	単位面積あたりの収量	154kg/10 a	200kg/10 a
23	県育成水稲品種作付割合(再掲)	15%	25%
24	販売用野菜作付面積	1,016ha	1,500ha
25	果樹・花きの新規栽培農家数(計画期間累計)	-	100農業者
26	「かぶせ茶」の生産量	53 t	100 t
27	近江牛の飼養頭数	11,361頭	13,000頭
<b>戦略5 環境こだわり農業と温暖化対策</b>			
28	水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合	33%	50%
29	耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率	64%	80%
30	流域単位での農業排水対策の取組面積	14,978ha	16,800ha
31	「魚のゆりかご水田」など豊かな生き物を育む水田取組面積	111ha	250ha
32	家畜飼料の県内自給率	10%	20%
33	米 1等比率	80%	毎年80%以上
<b>戦略6 水産業の再生</b>			
34	砂地造成累積面積	13.5ha	53ha
35	ニゴロブナの漁獲量	39 t	75 t
36	セタシジミの漁獲量	66 t	130 t
37	ホンモロコの漁獲量	10 t	60 t
38	外来魚生息量	1,400 t	900 t